

大津市下水道排水設備指定工事店

◆新規指定申請のご案内◆

■大津市内で下水道排水設備工事を行うには、大津市下水道排水設備指定工事店として指定を受ける必要があります。指定を受けるには、下記の注意事項などを確認の上、必要書類の提出及び手続きが必要となります。

【指定申請に必要な書類】

個人	法人	提出書類等	注意事項
○	○	下水道排水設備指定工事店指定申請書 (様式第1号)	様式有り
○	○	経営者(代表者)の住民票記載事項証明書	発行日から3ヶ月以内の原本
○	○	経営者(代表者)の経歴書	様式有り
○	○	経営者(代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類(身分証明書、身元証明書など)	法務局で発行できるものは不可。本籍地所在の市町村役場で発行する身分証明書又は身元証明書
	○	登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内の原本
	○	定款の写し	定款の末尾に日付と「上記は当社の定款に相違ありません」と記載し、併せて社名・代表者名の記載もお願いします。
○	○	工事経歴書	様式有り
○	○	営業所の平面図、写真及び付近見取図	写真については、次の3点が写されたもの。 1. 営業所の外観(表札の字が確認できること) 2. 営業所の内観 3. 資材置場(倉庫の場合、倉庫の扉を開けた状態での全景と、倉庫内部の写真を撮影お願いします。)
○	○	専属する責任技術者の名簿(様式第2号)	様式有り
○	○	専属する責任技術者との雇用関係を証する書類	次のいずれか1つを提出してください。法人の場合は、1の書類を必ず提出してください。 ①. 健康保険組合被保険者証、政府管掌健康保険被保険者証の写し(国民健康保険証は不可) ②. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し ③. 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
○	○	専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し	
○	○	排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類	様式有り 所有器材調書に写真を添付して提出してください。
○	○	市町村税納税証明書	6月申請の場合は前年度のもの。12月申請の場合は直近のもの。

【下水道排水設備指定工事店の指定の要件】

次のすべての要件を満たす者でなければなりません。

- ①. 公益財団法人滋賀県建設技術センターに登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を1人以上従業員として雇用していること。
- ②. 排水設備等の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）の施行に必要な設備及び器材を有していること。
- ③. 滋賀県内に営業所があること。
- ④. 経営者（法人の場合は代表者。⑤から⑧までにおいても同じ。）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ⑤. 経営者が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者でないこと。
- ⑥. 下水道排水設備指定工事店の指定を取り消され（経営者が他の下水道排水設備指定工事店において経営者の地位にあった場合において、当該下水道排水設備指定工事店が指定を取り消された場合を含む。）、その取消の日から2年を経過していないものでないこと。
- ⑦. 経営者がその業務に関し不正又は不誠実な工事をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
- ⑧. 経営者が精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- ⑨. 市町村税に滞納がないこと。

【申請期間】

- ①. 6月1日～6月30日（土曜・日曜・祝日は除く）
- ②. 12月1日～12月28日（土曜・日曜・祝日は除く）

【手数料について】

下水道排水設備指定工事店に関する登録には、大津市下水道条例第28条に基づき、下記の手数料が必要になります。指定の申請後、「納入通知書兼領収書」を郵送にて送付させていただきます。

- ①. 新規登録 10,000円（5年間登録）
- ②. 継続登録 8,000円（5年間登録）

【指定の有効期間について】

指定を受けた日（6月申請の場合は、8月1日。12月申請の場合は、2月1日）から5年間です。有効期間満了後も、引き続き指定を受けようとするときは、指定の更新申請が必要です。

【指定工事店証】

指定を受けると大津市下水道排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付します。指定工事店証は、営業所内の見やすい場所に掲げなければなりません。

【指定事項に変更が生じた場合】

次のいずれかに該当することとなった場合、速やかに「大津市下水道排水設備指定工事店異動届（様式第6号）」に異動の事実を証する書類を添付して提出してください。

- ①. 組織を変更したとき。
- ②. 代表者に異動があったとき。
- ③. 商号を変更したとき。
- ④. 営業所を移転したとき。
- ⑤. 専属する責任技術者に異動があったとき。
- ⑥. 住居表示、電話番号に変更があったとき。